

一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け

申込説明書

【申込方法：提出書類は、申込時に再度、確認してください。】

1 提出書類

- (1) 貸付申込書
- (2) 借入状況等申告書
- (3) 貸付事業における個人情報に関する同意書
- (4) 貸付借用証書

※ 貸付種別ごとに必要な添付書類（申込説明書 P.3 1 貸付種別・貸付限度額及び添付書類を参照）

2 提出方法

交換便又は郵便（締切日に間に合うように送付してください。）
持参されてもその場での審査は行いません。

3 受付スケジュール

| 受付回 | 受付期間 | 貸付決定通知 発送日 | 貸付日 |
|------|---------------------|---------------|----------|
| 第1回 | R5.3.13 ~ R5.4.10 | R5.5.8 | R5.5.12 |
| 第2回 | R5.4.11 ~ R5.5.10 | R5.6.5 | R5.6.12 |
| 第3回 | R5.5.11 ~ R5.6.9 | R5.7.5 | R5.7.10 |
| 第4回 | R5.6.12 ~ R5.7.10 | R5.8.3 | R5.8.10 |
| 第5回 | R5.7.11 ~ R5.8.10 | R5.9.5 | R5.9.11 |
| 第6回 | R5.8.14 ~ R5.9.8 | R5.10.4 | R5.10.10 |
| 第7回 | R5.9.11 ~ R5.10.10 | R5.11.6 | R5.11.10 |
| 第8回 | R5.10.11 ~ R5.11.10 | R5.12.5 | R5.12.11 |
| 第9回 | R5.11.13 ~ R5.12.8 | R6.1.6 | R6.1.12 |
| 第10回 | R5.12.11 ~ R6.1.10 | R6.2.5 | R6.2.13 |
| 第11回 | R6.1.11 ~ R6.2.9 | R6.3.5 | R6.3.11 |
| 第12回 | R6.2.13 ~ R6.3.8 | R6.4.4 | R6.4.10 |

○申込締切

毎月10日（土日祝の場合はその前日）
必着

○貸付決定日及び通知

交換便により、所属に送付します。

○貸付日（貸付金の送金日）

指定金融機関コード、支店コード及び
口座番号等の誤りがあると振込不能に
なります。再送金処理に要する日数が
かかりますのでご注意ください。

個人情報保護のため、組合員以外の方からの問合せには応じておりません。
貸付けの内容については、組合員が直接貸付担当へ問い合わせてください。

公立学校共済組合東京支部 貸付担当 (教育庁福利厚生部給付貸付課)

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 14階南側

TEL (都庁代表) 03-5321-1111 (内線) 53-665~6

TEL (直通) 03-5320-6823

令和5(2023)年度版

目次

貸付申込みについて

| | | |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 貸付種別・貸付限度額及び添付書類 | 3 |
| 2 | 貸付時の注意事項 | 4 |
| 3 | 申込資格 | 4 |
| 4 | 借換え(同一種別の貸付け) | 5 |
| 5 | 借入状況等申告書 | 5 |
| 6 | 利率と利息 | 5 |
| 7 | 貸付保険 | 6 |
| 8 | 団体信用生命保険制度(教育貸付のみ。任意加入。) | 6 |

償還について

| | | |
|----|-----------|-----|
| 9 | 償還方法 | 7 |
| 10 | 即時償還となる場合 | 7 |
| 11 | 償還猶予 | 7 |
| 12 | Q&A | 8~9 |

参考：一般・教育・医療・結婚・葬祭貸付けのモデルケース 10

賦金率表 (1.32%) 11

提出書類チェックリスト 12

1 貸付種別・貸付限度額及び添付書類

| 種 別 | 貸付限度額 償還限度回数 | 貸付事由 | 必要な添付書類 |
|------------------------------|---|---|--|
| 一 般 貸 付 け | 200万円 毎月120回 ボーナス20回 | 組合員（任期の定めのない常勤職員、以下同じ。）が臨時に資金を必要とする場合 ※生活費、借金や奨学金の返済、投資、クレジットカード払いは貸付けの対象となりません。 ※貸付日から2年間は借換えができません。 | 送金額が100万円以上の場合 必要額及び確実に支払うことが確認できる書類の写し（組合員名義の契約書・注文書・請求書・領収書等） ※領収書は、支払日から概ね1か月以内のもの。 ※見積書は、注文を確認できる記載があること。例：注文先の従業員による注文の証明（「上記注文をお請けしました。」等）の加筆と押印。 |
| 教 育 貸 付 け (団信制 度適用) | 550万円 毎月250回 ボーナス41回 | 組合員、被扶養者及び被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹が、 ○学校教育法に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）、高等専門学校、大学（短大・大学院）、専修学校及び各種学校に入学又は修学するため、当該年度内の資金を必要とする場合 ○外国の教育機関の場合 正規の教育課程の修学年限が1年以上である教育機関に3か月以上修学（入学・修学又は受講）するため、当該年度内の資金を必要とする場合 ※上記教育機関在学中に、償還中の民間金融機関の教育を事由とする貸付け（教育ローン）の借換資金、（概ね1年以内に必要となる）アパート代等・通学の交通費（通学定期代等）・引越代等も対象。 （定期代は、購入可能な最長期間の定期券額を基準とする。） | ①入学又は修学の実事を証明することのできる次のいずれかの書類。ただし、②の書類で修学事実が確認できる場合は①の書類を省略できます。 ア 在学証明書（3か月以内発行の原本）（学生証不可） ※入学前に資金が必要な場合、合格証明書等の写しでも可。 イ 外国の教育機関の場合 入学（修学・受講）許可証等、教育機関の証明書の写し（日本語の翻訳文を添付願います。） ②必要額及び納付期限を確認できる書類（振込依頼書・領収書・請求書等）の写し ※領収書は、支払日から概ね1か月以内のもの。 ----- <教育ローンの借換えの場合> 上記①及び②民間金融機関等が発行する教育ローン（カードローン不可）であることが確認できる残高証明書 ③過去3か月の返済が確認できる書類（通帳の写し等） ----- <定期券代の場合> 上記①及び定期券の写し。 （定期券購入前で提出できない場合は、通学経路が分かる書類を提出後、初回購入時に定期券の写しを提出。） |
| 災 害 貸 付 け | 200万円 毎月120回 ボーナス20回 | 組合員又は被扶養者が、非常災害を受けたため資金を必要とする場合 （原則として、り災後3か月以内） | り災の事実を証明できる官公署等の証明書（災害見舞金の請求書・決定通知書等）の写し 《非常災害の例：地震、水害、火災、盗難等》 |
| 医 療 貸 付 け | 120万円 毎月110回 ボーナス18回 | 組合員、被扶養者及び被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母（配偶者の父母を含む。）が、医療を受けているため資金を必要とする場合 | 医療費を要する事実を証明することができる書類（医師の診断書等） |
| 結 婚 貸 付 け | 200万円 毎月120回 ボーナス20回 | 組合員又は子が結婚するため資金を必要とする場合（結婚式費用・新婚旅行の旅費等） ○結婚式・入籍日から前後6か月以内であること（ただし、支払済みの場合、支払日から概ね1か月以内であること） | 次の①と②の書類が必要です。 ①結婚する事実を証明することのできる書類（戸籍抄本、住民票、婚姻届受理証明書、結婚式場の挙式申込受理書の写し等） ②必要額を確認できる書類（契約書・請求書・領収書等）の写し ※領収書は、支払日から概ね1か月以内のもの。 ※見積書は、注文を確認できる記載があること。例：注文先の従業員による注文の証明（「上記注文をお請けしました。」等）の加筆と押印。 |
| 葬 祭 貸 付 け | 200万円 毎月120回 ボーナス20回 | 組合員がその被扶養者及び被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母（配偶者の父母を含む。）の葬祭のため次の事由で資金を必要とする場合 ○葬祭対象者に係る葬儀 ○葬祭対象者の死亡日から2か月以内に行われる当該葬祭対象者の法事等 ○葬祭対象者の死亡に伴う墓地の取得及び墓石の建立 | 次の①、②、③の書類が必要です。 ①死亡の事実と組合員との続柄が確認できる書類（戸籍抄本、住民票、死亡診断書の写し等） ②必要額を確認できる宛名が組合員名義の書類（契約書・請求書・領収書等）の写し ※領収書は、支払日から概ね1か月以内のもの。 ③申込事由により次のいずれかの書類 ア 葬儀又は法事の場合 葬儀・法事等を行うことが明らかとなる書類（会葬礼状等）の写し イ 墓地の取得及び墓石の建立の場合 支払日を確認できる書類の写し （生前取得不可） |
| 特 別 貸 付 け | 200万円 貸付月の翌月 から最終任期 月までの月数 の範囲内 | 一般組合員のうち任期の定めのある職員（再任用フルタイム勤務職員等）及び短期組合員（臨時的任用教職員（産休・育休代替教職員、期限付任用教員）、及び会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員等の非常勤職員）で、引き続き6か月以上の組合員期間がある者が、臨時に資金を必要とする場合。 貸付限度額（※） 例月給料又はこれに相当する報酬等×10分の3×貸付月の翌月から最終任期月までの月数（償還回数：最大10回） ※発令された任期の範囲内で返済可能な金額が上限となります。 | 一般貸付けに準じる。 詳細は公立学校共済組合東京支部ホームページに掲載の特別貸付申込説明書をご確認ください。 |

2 貸付時の注意事項

- (1) 一般(※送金(振込)額が100万円以上)・教育・結婚・葬祭貸付けについては、必要額及び支払うことが確実に確認できる範囲内で貸付けます(10万円未満は切捨て)。
※ 借換えの場合は、未償還元金とボーナス経過利息を差し引いた送金(振込)額が100万円以上の場合
- (2) 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けの未償還元金の合計額が700万円を超えるときは、総額規制対象貸付けにより貸付けを行うことができません。未償還元金の総額が700万円以下になるように貸付けを申し込んでください(借換え時の申込みを含む。)
- (3) クレジットカード払い(一括払いも含む。)、ローンの支払い、投資に対しては、貸付けできません。
例外として、民間金融機関等の教育を事由とする貸付け(教育ローン)のみ、教育貸付けへの借換えが可能です。在学中において償還中の教育ローンに限ります。
- (4) 一般組合員のうち任期の定めのある職員(再任用フルタイム勤務職員等)及び短期組合員(臨時的任用教職員(産休・育休代替教職員、期限付任用教員)、及び会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員等の非常勤職員)で、引き続き6か月以上の組合員期間がある者が、臨時に資金を必要とする場合、特別貸付けのみ申込みできます。ホームページから「特別貸付申込書」をダウンロードして申込みをしてください。
- (5) 他共済組合からの借入れがあり徴収嘱託を受けている場合は、貸付けできません。
他共済組合の借入れを当共済組合の同一種別の貸付けに借換えをした上で、貸付申込みをしてください。
他共済への返済のための借換えの場合、貸付けを受けている共済組合の残高証明書(公立学校共済組合の貸付金送金月末時点)を添付してください。残高証明書に記載された円単位の金額を貸付けします。

3 申込資格

- (1) 公立学校共済組合東京支部の組合員で、組合員期間が申込みをする月を含めて引き続いて6か月以上あること。
- (2) 他の共済組合から引き続いて公立学校共済組合の組合員となった場合は、組合員期間を通算する場合と通算できない場合がありますので、給付貸付課貸付担当までお問い合わせください。
- (3) 申込み時点で未成年である組合員への貸付けは、法定代理人の同意書が必要となります。
- (4) 貸付日に在職していること(3月退職予定者の申込みは、1月10日受付分までです。)
- (5) 育児休業中、配偶者同行休業中、病気休職中、大学院修学休業中及び介護休暇中でも、貸付けはできますが、休職中の場合は、貸付申込書に休職の理由及び期間を記入してください。
また、病気による休職の場合の貸付金額の上限は、仮定退職手当(申込時において、自己都合により、退職したと仮定して計算された場合の退職手当)の範囲内の金額とします。
なお、すでに貸付金を借り受けている場合は、新規貸付金額と未償還元金を合算した金額が仮定退職手当金額を上回らない金額を貸付上限金額とします。

【注意事項】: 無給休職・無給休業で給与が支給されない場合は、自宅宛てに振込依頼書を送付しますので、期日までに振込みしてください。期日までに振込されない場合は、全額即時償還を求めます。

- (6) 支部長が償還の確実性がないと認められる場合は貸付けできません。
償還の確実性がないと認めるときとは、申込人が次の各号のいずれかに該当する場合です。
 - ア 現に給与の差押えを受けている者
 - イ 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者
 - ウ 過去に貸付保険の適用を受けた者
 - エ 民事再生に関する一連の手続を予定又は、既に手続を行った場合等
 - オ 破産に関する一連の手続を予定又は、既に手続を行った場合等
 - カ その他、債務不履行に至る恐れのある事由があると支部長が認めた者
 - キ その他法令、貸付規程に違反したとき又は貸付けが適当と認められない場合

4 借換え(同一種別の貸付け)

既に貸付けを受けている方で新たな貸付事由が生じた場合は、同一種別の貸付けについて全額繰上償還をせずに、貸付けの申込みをすることができます。この制度を「借換え」といいます。

借換え時の貸付申込金額は、貸付限度額の範囲内で必要額に既借受残額を加えた額を10万円未満切捨てた金額となります。送金額は、貸付申込金額から既借受残額を差し引いた額となります。

前回の貸付金は送金時に全額返済し、新たに借換え申込金額全額を借り受けたこととなります。

ただし、一般貸付けの借換えについては、既貸付金を交付した月から起算して2年経過していないと借換えできません。

(例)

| | | | | | | | |
|-----|------------|------------------|-------------------|---|-------------|---|------------|
| 申込額 | 必要額 | + | 既借受残額 (未償還元利息) | = | 合計 | → | 申込金額 |
| | 1,200,000円 | | 570,576円 | | 1,770,576円 | | 1,700,000円 |
| | | (新たに貸付けをする月末の残額) | | | (10万円未満切捨て) | | |
| 送金額 | 申込金額 | - | 既借受残額 (未償還元利息) | = | ※送金(振込)額 | | |
| | 1,700,000円 | | 570,576円 | | 1,129,424円 | | |

※借換えにより新たに170万円を借り受けたこととなります。

※一般貸付けの場合、送金(振込)額が100万円を超えない場合は、添付書類は不要です。

5 借入状況等申告書

借入状況等申告書により、年間の償還額の合計が申込人の例月給料(給料明細の左上の手当を含まない給料の欄の額)×4.8倍の額を超えないかどうか確認します。年間の償還額の合計が例月給料の4.8倍を超える場合は、貸付けできません(高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。)

また、借入状況等申告書は、組員が貸付事故等の貸付規程に違反した場合、当該事実を所属所長へ通知することについての同意も兼ねています。

なお、所属所長へ通知する場合は、以下の項目のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付申込み時の添付書類に虚偽の記載があった場合。 ② 貸付事故(貸倒れ)が発生した場合。 ③ 貸付規程に違反した場合。 |
|---|

6 利率と利息

(1) 利率(年利)は変動金利で、平成30年1月に利率が改定されました。

令和5年3月現在の利率は下表のとおりです。

利率の変動があった場合、既に貸付けを受けて償還中の方も償還額が変更になります。

☆ 貸付利率等(貸付金保険料一部負担分0.06%含む。) (令和5年3月現在)

| 貸付種別 | 利率(年利) |
|----------------------|--------|
| 一般・教育・医療 結婚・葬祭・特別 | 1.32% |
| 災害 | 0.99% |

(2) 利息の算定は、貸付日の属する月の翌月の初日から起算し、1月を単位として計算します。

(1か月に満たない場合は、1月として計算します。) ボーナス償還に係る利息は、貸付金交付日の属する月の翌月から利息を徴することとし、6月ないし12月毎の6か月を単位として算定します。ただし、6か月に満たない場合は、1月を単位とします。

7 貸付保険(すべての貸付種別に適用され、強制加入となります。)

この制度は、連帯保証人制度に代わるもので、借受人が貸付金を返済できない場合（債務不履行）に、公立学校共済組合の貸付金を確保するためのものです。

貸付金保険料の一部（年率0.06%）を借受人が負担し、貸付利率に保険料負担率を上乗せした利率により償還することになります。

借受人が貸付金を返済できない場合は、借受人の債権は保険会社へ移り、借受人は残金を保険会社へ返済することとなります。借受人の貸付金の返済が免除されるものではありません。

8 団体信用生命保険制度(教育貸付のみ。任意加入。)

(1) 概要

①団体信用生命保険（以下「だんしん」という。）

借受人が、貸付金償還期間中に死亡又は高度障害等となった場合、借受人に代わって保険会社が未償還元金相当額を負担し、当共済組合に支払うものです。

このことにより借受人は残金の返済を免除されます。

加入資格は、教育貸付額が50万円以上の申込者で、かつ申込日現在、健康状態がだんしん加入資格に掲げる告知事項に合致する方です。

②債務返済支援保険(①だんしんに加入していることが加入条件です。)

借受人が就業障害状態(病気やケガ等により入院又は医師の指示に基づき自宅療養)となったとき、毎回の返済金相当額(平均返済額)を、最長3年間(免責期間30日終了後)、借受人に支払うものです。

加入資格は、だんしん加入者で、かつ申込日現在、だんしん及び債務返済支援保険の告知事項に合致する方です。

※ 告知事項については、「団信制度適用申込の手引」を参照してください。

(2) 申込方法

だんしんの加入申込みは、貸付申込みと同時にだんしんの申込書を提出してください。

申込書類は、ホームページには掲載していませんので、直接貸付担当に請求してください。

※ 詳細は、「団信制度適用申込の手引」を参照し、所定の用紙(6枚複写)で申し込んでください。

(3) その他の注意事項

ア 加入後の脱退は随時できますが、脱退による返戻金はありません。

イ 保険料は、年1回、借受人が指定した預金口座から引き落とされます。

ウ 借換えの場合は、借換え前に加入していた保険を継続しませんので、改めて借換え貸付申込みと同時に加入申込みをしてください。

エ 貸付申込み時に加入しなかった場合は、だんしん中途適用募集時期(年1回、10～11月)に、だんしんの中途適用を申し込むことができます。

※ だんしんの中途適用については、毎年かがやき秋号に詳細記事を掲載します。

なお、だんしんの保険料については、その40%以上を公立学校共済組合が負担しております。借受人にとって大変有利な制度となっておりますので、教育貸付けの申込時に是非ご加入ください。

9 償還方法

定期償還（毎月償還及びボーナス併用償還）と、繰上償還（全額繰上償還及び一部繰上償還）をすることができます。

(1) 定期償還

| | 毎月償還 | ボーナス併用償還 |
|-----------|----------------------------------|--|
| 定期償還 | 貸付月の翌月から、最終回を除き、毎月元利均等額を給料から控除 | 貸付金額が100万円以上で借受人が希望する場合に、毎月償還と併用して最終回を除き、毎月元利均等額を6月と12月の期末勤勉手当から控除（ボーナス償還に充てる額は貸付金額の2分の1以内で50万円単位） |
| 償還回数 | 各種別の限度の範囲内で、退職までの期間に関係なく希望する回数 | 毎月償還の償還回数の6分の1の範囲内で、希望する回数 |
| 1回当たりの償還額 | 他の種別の共済貸付金の償還額を含めて「例月給料」の10分の3以内 | 他の種別の共済貸付金の償還額を含めて、「例月給料」の10分の6以内 |

※ 1回当たりの償還額の計算は、P.10を参照してください。

(2) 繰上償還

全額又は一部を繰上償還することができます。

| 繰上償還 | 全額繰上償還 | 一部繰上償還 |
|------|-------------------------------------|--|
| 繰上金額 | 未償還元利金の全額 | 【償還方法が毎月償還のみの方】 10万円以上 【償還方法がボーナス併用償還の方】 20万円以上とし、その2分の1以上の金額をボーナス償還に充てること。 |
| 受付締切 | 5月から1月までの毎月10日（土日祝の場合は、その前日）締切。 | |
| 払込期限 | 受付翌月初日に送付する振込依頼書の指定期日（受付締切翌月の14日前後） | |
| 提出書類 | 全額繰上償還申出書 | 一部繰上償還申出書 |

10 即時償還となる場合

次の事由に該当した場合は、貸付金の未償還元利金を即時償還していただきます。

(1) 組合員の資格を喪失したとき

退職手当が支給される方は退職手当から控除します。控除できなかった金額については、別途送付する振込依頼書により返済していただきます。

なお、人事異動に伴い共済組合が変わる場合は、公立学校共済組合の組合員資格を喪失することになりますので、原則として即時償還の対象となります。

(2) 貸付規程に違反した事実が明らかになったとき（債務不履行等）

11 償還猶予

育児休業、配偶者同行休業、介護休暇（時間取得を除く。）及び無給休職（傷病手当金又は傷病手当金附加金の支給を受けている期間は除く。）の承認を受けた場合、申し出により償還の猶予ができます。猶予された償還金は、猶予期間が満了した月の翌月から、定期償還金額に償還猶予した各月分の償還額を上乗せして償還します。

また、ボーナス併用償還の場合は、猶予期間が満了した月の直後の6月又は12月のボーナス支給時からボーナス償還額に償還を猶予したボーナス分の償還額を上乗せして償還します。

< 猶予終了後の償還額 >

毎月償還額 = 毎月の定期償還額 + 猶予した1月分ごとの償還額

ボーナス時の償還額 = ボーナス時の定期償還額 + 猶予したボーナス1回分の償還額

12 Q&A

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 請求書の金額が123万円ですが、130万の貸付け申込みはできますか？ | できません。支払う金額以下で、10万円未満の端数切捨てとなるため、貸付額は120万円となります。 |
| 2 | 一般貸付けを既に受けています。申込み時点で未償還元金が65万円です。今回必要金額は55万円なので、借換え額は120万円になりますが、添付書類は必要でしょうか？ | 不要です。 借換えにより、送金（振込）額が100万円未満になる場合は、添付書類は不要です。 送金額が100万円を超える場合は、添付書類が必要になります。 ※借換え時の計算方法については、申込説明書P.5「4借換え(同一種別の貸付け)」を参照してください。 |
| 3 | 支払い後に貸付けを申し込む場合、領収書等の日付は支払日から1か月以内とありますが、具体的には、いつからいつまでの領収書が対象となりますか？ | 前回申込日の初日から今回申込日の締切日までです。 例：今回の申込日が6月12日～7月10日の場合、前回の申込日の初日5月11日から今回の締切日7月10日までの領収書が対象となります。 |
| 4 | クレジットカード払い、ローンの返済に対して、貸付けはできますか？ | 借金の返済に該当するため、貸付けはできません。 クレジットカードの一回払いは、現金払いに当たらないため、貸付けをすることができませんのでご注意ください。 |
| 5 | 例月給料とは何ですか。給料明細のどこに記載されていますか？ | 給料明細の左側一番上の「給料」の欄の金額です。 公立学校教員の場合は、給料月額+教職調整額+給料の調整額です。行政系職員の場合は、給料表額です。 東京都公立大学法人の年俸制教員の場合は、(基本給+職務基礎額) / 1.25を例月給料とみなします。 |
| 6 | 一般貸付けで150万円、教育貸付けで500万円の未償還元金がある場合、新たに結婚貸付けで80万円の貸付けはできますか？ | できません。 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けの未償還元金の合計が700万円を超えるときは、総額規制対象貸付けにより貸付けできません。合計金額が700万円以下になるように貸付を申し込んでください。 |
| 7 | 退職まで3年しかありません。償還回数は何回まで設定できますか？ | 償還回数は、残在籍年数に関係なく、償還限度回数まで設定できます。 退職時に未償還金が残っていた場合は、退職手当から全額控除します（引き続き再任用を希望される場合でも退職手当から全額控除となります。）。 |
| 8 | 繰上償還の申出をしたいのですが、申出書はどこで手に入りますか？ | 公立学校共済組合東京支部のホームページ「資金を借りる際の手続き」に掲載していますので、ダウンロードしてください。 |
| 9 | 一般貸付けを住宅取得に充てるために借りた場合、住宅借入金等特別控除制度の対象となりますか？ | 対象となるのは、住宅貸付け申込時に一般貸付けを併せて申し込む場合で、住宅貸付けの資金計画欄のその他欄に一般資金の記載があり、住宅に関する契約金の一部であることが証明できる場合です。 一般貸付けの申込事由欄に「住宅資金に充てるため」と記入してください(償還回数は120回限定です)。 ただし、住宅取得の諸経費に充てた場合は、対象になりません。 |

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 10 | 繰上償還を希望していますが、未償還金額がわかりません。どうすれば良いのか教えてください。 | 貸付決定通知時に、仮受人宛てに最後まで償還表を送付していますので、確認してください。 償還表がお手元がない場合は、借受人ご本人様から直接、貸付担当までお問合せください。 |
| 11 | 教育貸付けで子の家賃代を借りる場合の条件や添付書類について教えてください。 | 1 か月分の家賃代の1年間分(敷金・礼金等を含む。)までの金額を申込みできます。P.3に記載した添付書類の他に、家賃の金額を確認できる賃貸借契約書等の写しを添付してください。 |
| 12 | 教育貸付けで通学定期代を借りる場合の条件や添付書類について教えてください。 | 6か月定期代の金額を基準として、1年間分の定期代を対象とします。バス代等で6か月定期券を発行していない場合は、3か月定期代を算定基準とします。P.3に記載した添付書類の他に、定期券の写しを添付してください。なお、定期券の購入前に申し込む場合は、金額を確認できる書類を添付し、初回購入後に定期券の写しを貸付担当まで提出してください。 |
| 13 | 他の金融機関等で借りた教育ローンの借換えを希望します。借換えの条件と必要な添付書類を教えてください。 | 1 P.3の貸付事由に該当する教育機関に支払う授業料等のために借りたローンが対象です。 2 貸付日現在、在学中であることが条件となります。在学証明書等の書類を添付してください。 3 借換えの残額を確認するため、金融機関等が発行する残高証明書を添付してください。また、借換え前の返済状況を確認するため、直近3か月の返済状況を確認できる書類(通帳等の写し)を添付してください。 4 カードローンからの借換えはできません。 |
| 14 | 奨学金を借りている場合、教育貸付けの借換えはできますか。 | 借換えは、貸付日に在学中であることが条件となっています。奨学金は卒業後に償還するため借換えできません。 |
| 15 | 在外教育施設への派遣や、配偶者同行休業を取得して海外へ行く際に、臨時に資金が必要となる場合はどのような貸付けを借りることができますか。 | 海外へ赴任する場合に必要な資金として、 ① 賃貸住宅の費用(1年間分) ② 車やパソコン等の購入 ③ 子供を海外の学校へ入学させる場合 上記①は、一般貸付けの対象となります。前納一括払いの場合は住宅貸付けの対象となります。 上記②は、一般貸付けの対象となります。 上記③は授業料等が有償であれば、教育貸付けの対象となります。 |
| 16 | 貸付けを受けた後、すぐに海外へ行ってしまいう場合、どのように償還すれば良いのか教えてください。 | 在外教育施設派遣の場合は、給料から控除します。 配偶者同行休業者の場合は、償還猶予の制度を利用できます。復帰後に例月給与分と猶予した月分の2か月分(倍返し)を合わせて控除します。 なお、猶予申出がない場合は、振込依頼書を国内連絡先に送付しますので、国内の金融機関の窓口で振込みをしてください。 |

参考：一般・教育・医療・結婚・葬祭貸付のモデルケース

- (1) 本表は 1.32% を適用しています。ただし、貸付金保険料0.06%を含んでいます。
 (2) この表はモデルケースです。表にない種別・金額・回数の償還額は、「賦金率表」を見て計算してください。

一回当たりの償還額＝貸付金額×希望する償還回数の賦金率（円未満四捨五入）

毎月償還 医療は120万円110回まで 一般・結婚・葬祭は200万円120回まで 教育は550万円250回まで

| 償還回数 | 貸付金額 | | | | | | | | | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| | 50万 | 70万 | 90万 | 100万 | 120万 | 150万 | 180万 | 200万 | 300万 | 400万 | 500万 | 550万 |
| 30 | 16,952 | 23,733 | 30,514 | 33,905 | 40,686 | 50,857 | 61,028 | 67,809 | 101,714 | 135,619 | 169,523 | 186,476 |
| 60 | 8,616 | 12,062 | 15,509 | 17,232 | 20,678 | 25,848 | 31,017 | 34,464 | 51,696 | 68,928 | 86,159 | 94,775 |
| 90 | 5,838 | 8,173 | 10,509 | 11,676 | 14,012 | 17,514 | 21,017 | 23,353 | 35,029 | 46,705 | 58,381 | 64,220 |
| 100 | 5,283 | 7,396 | 9,509 | 10,566 | 12,679 | 15,848 | 19,018 | 21,131 | 31,697 | 42,262 | 52,828 | 58,111 |
| 110 | 4,828 | 6,760 | 8,691 | 9,657 | 11,588 | 14,485 | 17,383 | 19,314 | 28,971 | 38,628 | 48,285 | 53,113 |
| 120 | 4,450 | 6,230 | 8,010 | 8,900 | 10,680 | 13,350 | 16,020 | 17,800 | 26,700 | 35,600 | 44,500 | 48,950 |
| 150 | 3,618 | 5,065 | 6,512 | 7,235 | 8,683 | 10,853 | 13,024 | 14,471 | 21,706 | 28,942 | 36,177 | 39,795 |
| 180 | 3,063 | 4,289 | 5,514 | 6,127 | 7,352 | 9,190 | 11,028 | 12,253 | 18,380 | 24,507 | 30,634 | 33,697 |
| 200 | 2,786 | 3,901 | 5,016 | 5,573 | 6,687 | 8,359 | 10,031 | 11,146 | 16,719 | 22,292 | 27,864 | 30,651 |
| 240 | 2,372 | 3,320 | 4,269 | 4,743 | 5,692 | 7,115 | 8,538 | 9,486 | 14,229 | 18,972 | 23,716 | 26,087 |
| 250 | 2,289 | 3,204 | 4,120 | 4,577 | 5,493 | 6,866 | 8,239 | 9,155 | 13,732 | 18,309 | 22,887 | 25,175 |

ボーナス併用償還 ※申込み月でなく、貸付(送金)月で見てください。

※ボーナス償還に充てられる額は、申込金額の2分の1以内で50万円単位です。

| 貸付月 | 償還回数 | 貸付金額 | | | | | 貸付月 | 償還回数 | 貸付金額 | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| | | 50万 | 100万 | 150万 | 200万 | 250万 | | | 50万 | 100万 | 150万 | 200万 | 250万 |
| 5月・11月 | 10 | 51,550 | 103,099 | 154,649 | 206,199 | 257,748 | 2月・8月 | 10 | 51,720 | 103,439 | 155,159 | 206,878 | 258,598 |
| | 15 | 34,928 | 69,857 | 104,785 | 139,714 | 174,642 | | 15 | 35,044 | 70,087 | 105,131 | 140,174 | 175,218 |
| | 18 | 29,390 | 58,781 | 88,171 | 117,562 | 146,952 | | 18 | 29,487 | 58,975 | 88,462 | 117,949 | 147,437 |
| | 20 | 26,622 | 53,245 | 79,867 | 106,489 | 133,112 | | 20 | 26,710 | 53,420 | 80,130 | 106,840 | 133,550 |
| | 25 | 21,642 | 43,284 | 64,927 | 86,569 | 108,211 | | 25 | 21,714 | 43,427 | 65,141 | 86,854 | 108,568 |
| | 30 | 18,325 | 36,650 | 54,975 | 73,301 | 91,626 | | 30 | 18,386 | 36,771 | 55,157 | 73,542 | 91,928 |
| | 40 | 14,186 | 28,371 | 42,557 | 56,742 | 70,928 | | 40 | 14,232 | 28,465 | 42,697 | 56,929 | 71,162 |
| 41 | 13,883 | 27,766 | 41,649 | 55,533 | 69,416 | 41 | 13,929 | 27,858 | 41,787 | 55,716 | 69,644 | | |
| 4月・10月 | 10 | 51,606 | 103,213 | 154,819 | 206,425 | 258,032 | 1月・7月 | 10 | 51,776 | 103,553 | 155,329 | 207,105 | 258,881 |
| | 15 | 34,967 | 69,934 | 104,900 | 139,867 | 174,834 | | 15 | 35,082 | 70,164 | 105,246 | 140,328 | 175,410 |
| | 18 | 29,423 | 58,845 | 88,268 | 117,691 | 147,114 | | 18 | 29,520 | 59,039 | 88,559 | 118,078 | 147,598 |
| | 20 | 26,652 | 53,303 | 79,955 | 106,606 | 133,258 | | 20 | 26,739 | 53,479 | 80,218 | 106,957 | 133,697 |
| | 25 | 21,666 | 43,332 | 64,998 | 86,664 | 108,330 | | 25 | 21,737 | 43,475 | 65,212 | 86,949 | 108,687 |
| | 30 | 18,345 | 36,691 | 55,036 | 73,381 | 91,727 | | 30 | 18,406 | 36,811 | 55,217 | 73,623 | 92,029 |
| | 40 | 14,201 | 28,402 | 42,603 | 56,805 | 71,006 | | 40 | 14,248 | 28,496 | 42,744 | 56,992 | 71,239 |
| 41 | 13,898 | 27,797 | 41,695 | 55,594 | 69,492 | 41 | 13,944 | 27,888 | 41,832 | 55,777 | 69,721 | | |
| 3月・9月 | 10 | 51,663 | 103,326 | 154,989 | 206,652 | 258,315 | 12月・6月 | 10 | 51,833 | 103,666 | 155,499 | 207,332 | 259,165 |
| | 15 | 35,005 | 70,010 | 105,016 | 140,021 | 175,026 | | 15 | 35,120 | 70,241 | 105,361 | 140,481 | 175,602 |
| | 18 | 29,455 | 58,910 | 88,365 | 117,820 | 147,275 | | 18 | 29,552 | 59,104 | 88,656 | 118,208 | 147,759 |
| | 20 | 26,681 | 53,362 | 80,042 | 106,723 | 133,404 | | 20 | 26,769 | 53,537 | 80,306 | 107,074 | 133,843 |
| | 25 | 21,690 | 43,380 | 65,069 | 86,759 | 108,449 | | 25 | 21,761 | 43,522 | 65,283 | 87,045 | 108,806 |
| | 30 | 18,365 | 36,731 | 55,096 | 73,462 | 91,827 | | 30 | 18,426 | 36,852 | 55,278 | 73,703 | 92,129 |
| | 40 | 14,217 | 28,433 | 42,650 | 56,867 | 71,084 | | 40 | 14,263 | 28,527 | 42,790 | 57,054 | 71,317 |
| 41 | 13,914 | 27,827 | 41,741 | 55,655 | 69,568 | 41 | 13,959 | 27,919 | 41,878 | 55,838 | 69,797 | | |

参考：賦金率表 (1.32%)

(1) 毎月償還

(例) $\frac{\text{申込金額}}{2,000,000} \times \frac{\text{希望する償還回数の賦金率}}{(120回)0.0089000057} = \frac{\text{一回あたりの償還額}}{17,800円 (17800.01)}$ 【1円未満は四捨五入】

賦金率表〔毎月償還〕 年利=1.32% 月利=0.1100%

| 回数 | 賦金率 | 回数 | 賦金率 | 回数 | 賦金率 | 回数 | 賦金率 | 回数 | 賦金率 | 回数 | 賦金率 |
|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|-----|-------------|-----|--------------|
| 1 | 1.0011000000 | 21 | 0.0481973496 | 41 | 0.0249577878 | 61 | 0.0169586044 | 81 | 0.01291063 | 101 | 0.0104666111 |
| 2 | 0.5008251512 | 22 | 0.0460317580 | 42 | 0.0243768492 | 62 | 0.0166941493 | 82 | 0.012760091 | 102 | 0.0103695899 |
| 3 | 0.3340669354 | 23 | 0.0440544874 | 43 | 0.0238229356 | 63 | 0.0164380929 | 83 | 0.012613181 | 103 | 0.0102744546 |
| 4 | 0.2506878779 | 24 | 0.0422419978 | 44 | 0.0232942045 | 64 | 0.0161900414 | 84 | 0.012469772 | 104 | 0.0101811507 |
| 5 | 0.2006604837 | 25 | 0.0405745154 | 45 | 0.0227889770 | 65 | 0.0159496254 | 85 | 0.01232974 | 105 | 0.0100896260 |
| 6 | 0.1673089212 | 26 | 0.0390353086 | 46 | 0.0223057204 | 66 | 0.0157164977 | 86 | 0.012192967 | 106 | 0.0099998300 |
| 7 | 0.1434864053 | 27 | 0.0376101246 | 47 | 0.0218430321 | 67 | 0.0154903321 | 87 | 0.01205934 | 107 | 0.0099117144 |
| 8 | 0.1256195436 | 28 | 0.0362867467 | 48 | 0.0213996267 | 68 | 0.0152708214 | 88 | 0.011928752 | 108 | 0.0098252324 |
| 9 | 0.1117231180 | 29 | 0.0350546432 | 49 | 0.0209743236 | 69 | 0.0150576762 | 89 | 0.011801102 | 109 | 0.0097403390 |
| 10 | 0.1006059977 | 30 | 0.0339046866 | 50 | 0.0205660366 | 70 | 0.0148506237 | 90 | 0.01167629 | 110 | 0.0096569910 |
| 11 | 0.0915101903 | 31 | 0.0328289273 | 51 | 0.0201737649 | 71 | 0.0146494066 | 91 | 0.011554223 | 111 | 0.0095751466 |
| 12 | 0.0839303676 | 32 | 0.0318204092 | 52 | 0.0197965844 | 72 | 0.0144537816 | 92 | 0.011434812 | 112 | 0.0094947655 |
| 13 | 0.0775166870 | 33 | 0.0308730195 | 53 | 0.0194336409 | 73 | 0.0142635190 | 93 | 0.011317972 | 113 | 0.0094158089 |
| 14 | 0.0720192608 | 34 | 0.0299813646 | 54 | 0.0190841435 | 74 | 0.0140784013 | 94 | 0.011203619 | 114 | 0.0093382392 |
| 15 | 0.0672548383 | 35 | 0.0291406671 | 55 | 0.0187473588 | 75 | 0.0138982228 | 95 | 0.011091676 | 115 | 0.0092620203 |
| 16 | 0.0630859811 | 36 | 0.0283466807 | 56 | 0.0184226057 | 76 | 0.0137227885 | 96 | 0.010982068 | 116 | 0.0091871172 |
| 17 | 0.0594075896 | 37 | 0.0275956178 | 57 | 0.0181092510 | 77 | 0.0135519135 | 97 | 0.010874721 | 117 | 0.0091134963 |
| 18 | 0.0561379195 | 38 | 0.0268840900 | 58 | 0.0178067051 | 78 | 0.0133854225 | 98 | 0.010769567 | 118 | 0.0090411249 |
| 19 | 0.0532124358 | 39 | 0.0262090558 | 59 | 0.0175144183 | 79 | 0.0132231491 | 99 | 0.01066654 | 119 | 0.0089699715 |
| 20 | 0.0505795105 | 40 | 0.0255677785 | 60 | 0.0172318779 | 80 | 0.0130649349 | 100 | 0.010565575 | 120 | 0.0089000057 |

(2) ボーナス併用償還 (申込金額を毎月償還とボーナス償還に充てる金額に分けてそれぞれ計算する)

(例) $\frac{\text{毎月償還に充てる金額}}{1,000,000円} \times \frac{\text{希望する償還回数の賦金率 (毎月償還の表を使用)}}{(60回) 0.0172318779} = \frac{\text{一回あたりの償還額}}{17,232円 (17,231.88)}$ 【1円未満は四捨五入】

(例) $\frac{\text{ボーナス償還に充てる金額}}{1,000,000円} \times \frac{\text{希望する償還回数の賦金率 (ボーナス償還の表で貸付月の数字を使用)}}{(10回) 0.1030993927} = \frac{\text{一回あたりの償還額}}{103,099円 (103,099.39)}$ 【1円未満は四捨五入】 (5月貸付け)

賦金率表〔ボーナス償還〕 年利=1.32% 半年利=0.6600%

| 回数 | 5・11貸付月 | 回数 | 4・10貸付月 | 回数 | 3・9貸付月 | 回数 | 2・8貸付月 | 回数 | 1・7貸付月 | 回数 | 12・6貸付月 |
|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|
| 1 | 1.0011000000 | 1 | 1.0022000000 | 1 | 1.0033000000 | 1 | 1.0044000000 | 1 | 1.0055000000 | 1 | 1.0066000000 |
| 2 | 0.5021963819 | 2 | 0.5027481910 | 2 | 0.5033000000 | 2 | 0.5038518090 | 2 | 0.5044036181 | 2 | 0.5049554271 |
| 3 | 0.3358975747 | 3 | 0.3362666561 | 3 | 0.3366357374 | 3 | 0.3370048188 | 3 | 0.3373739001 | 3 | 0.3377429815 |
| 4 | 0.2527499702 | 4 | 0.2530276897 | 4 | 0.2533054092 | 4 | 0.2535831287 | 4 | 0.2538608481 | 4 | 0.2541385676 |
| 5 | 0.2028628467 | 5 | 0.2030857507 | 5 | 0.2033086546 | 5 | 0.2035315586 | 5 | 0.2037544625 | 5 | 0.2039773664 |
| 6 | 0.1696059637 | 6 | 0.1697923253 | 6 | 0.1699786868 | 6 | 0.1701650484 | 6 | 0.1703514100 | 6 | 0.1705377715 |
| 7 | 0.1458520752 | 7 | 0.1460123362 | 7 | 0.1461725972 | 7 | 0.1463328582 | 7 | 0.1464931192 | 7 | 0.1466533802 |
| 8 | 0.1280375582 | 8 | 0.1281782448 | 8 | 0.1283189313 | 8 | 0.1284596179 | 8 | 0.1286003044 | 8 | 0.1287409910 |
| 9 | 0.1141826222 | 9 | 0.1143080850 | 9 | 0.1144335479 | 9 | 0.1145590108 | 9 | 0.1146844737 | 9 | 0.1148099365 |
| 10 | 0.1030993927 | 10 | 0.1032126774 | 10 | 0.1033259622 | 10 | 0.1034392469 | 10 | 0.1035525316 | 10 | 0.1036658163 |
| 11 | 0.0940319499 | 11 | 0.0941352714 | 11 | 0.0942385929 | 11 | 0.0943419143 | 11 | 0.0944452358 | 11 | 0.0945485573 |
| 12 | 0.0864763469 | 12 | 0.0865713664 | 12 | 0.0866663858 | 12 | 0.0867614053 | 12 | 0.0868564247 | 12 | 0.0869514442 |
| 13 | 0.0800836976 | 13 | 0.0801716929 | 13 | 0.0802596882 | 13 | 0.0803476834 | 13 | 0.0804356787 | 13 | 0.0805236740 |
| 14 | 0.0746047976 | 14 | 0.0746867727 | 14 | 0.0747687478 | 14 | 0.0748507229 | 14 | 0.0749326980 | 14 | 0.0750146731 |
| 15 | 0.0698568970 | 15 | 0.0699336551 | 15 | 0.0700104133 | 15 | 0.0700871715 | 15 | 0.0701639296 | 15 | 0.0702406878 |
| 16 | 0.0657029333 | 16 | 0.0657751271 | 16 | 0.0658473209 | 16 | 0.0659195147 | 16 | 0.0659917085 | 16 | 0.0660639024 |
| 17 | 0.0620380941 | 17 | 0.0621062610 | 17 | 0.0621744279 | 17 | 0.0622425948 | 17 | 0.0623107617 | 17 | 0.0623789287 |
| 18 | 0.0587808585 | 18 | 0.0588454464 | 18 | 0.0589100343 | 18 | 0.0589746222 | 18 | 0.0590392101 | 18 | 0.0591037980 |
| 19 | 0.0558686881 | 19 | 0.0559282541 | 19 | 0.0559896401 | 19 | 0.0560510262 | 19 | 0.0561124122 | 19 | 0.0561737982 |
| 20 | 0.0532446360 | 20 | 0.0533031407 | 20 | 0.0533616455 | 20 | 0.0534201502 | 20 | 0.0534786550 | 20 | 0.0535371597 |
| 21 | 0.0508724824 | 21 | 0.0509283806 | 21 | 0.0509842788 | 21 | 0.0510401771 | 21 | 0.0510960753 | 21 | 0.0511519736 |
| 22 | 0.0487163056 | 22 | 0.0487698346 | 22 | 0.0488233637 | 22 | 0.0488772927 | 22 | 0.0489304218 | 22 | 0.0489839508 |
| 23 | 0.0467479347 | 23 | 0.0467993009 | 23 | 0.0468506671 | 23 | 0.0469020333 | 23 | 0.0469533996 | 23 | 0.0470047658 |
| 24 | 0.0449438938 | 24 | 0.0449932778 | 24 | 0.0450426617 | 24 | 0.0450920457 | 24 | 0.0451414297 | 24 | 0.0451908136 |
| 25 | 0.0432844634 | 25 | 0.0433320240 | 25 | 0.0433795846 | 25 | 0.0434271452 | 25 | 0.0434747058 | 25 | 0.0435222664 |
| 26 | 0.0417529575 | 26 | 0.0417988353 | 26 | 0.0418447131 | 26 | 0.0418905909 | 26 | 0.0419364687 | 26 | 0.0419823465 |
| 27 | 0.0403351623 | 27 | 0.0403794822 | 27 | 0.0404238021 | 27 | 0.0404681221 | 27 | 0.0405124420 | 27 | 0.0405567619 |
| 28 | 0.0390178894 | 28 | 0.0390617889 | 28 | 0.0391046416 | 28 | 0.0391475152 | 28 | 0.0391903888 | 28 | 0.0392332625 |
| 29 | 0.0377936508 | 29 | 0.0378351782 | 29 | 0.0378767055 | 29 | 0.0379182328 | 29 | 0.0379597602 | 29 | 0.0380012875 |
| 30 | 0.0366503292 | 30 | 0.0366906003 | 30 | 0.0367308714 | 30 | 0.0367711424 | 30 | 0.0368114135 | 30 | 0.0368516845 |
| 31 | 0.0355810016 | 31 | 0.0356200976 | 31 | 0.0356591937 | 31 | 0.0356982898 | 31 | 0.0357373859 | 31 | 0.0357764820 |
| 32 | 0.0345787308 | 32 | 0.0346167256 | 32 | 0.0346547204 | 32 | 0.0346927152 | 32 | 0.0347307101 | 32 | 0.0347687049 |
| 33 | 0.0336374209 | 33 | 0.0336743814 | 33 | 0.0337113419 | 33 | 0.0337483024 | 33 | 0.0337852629 | 33 | 0.0338222234 |
| 34 | 0.0327516928 | 34 | 0.0327876801 | 34 | 0.0328236673 | 34 | 0.0328596546 | 34 | 0.0328956419 | 34 | 0.0329316292 |
| 35 | 0.0319167823 | 35 | 0.0319518522 | 35 | 0.0319869221 | 35 | 0.0320229920 | 35 | 0.0320570619 | 35 | 0.0320921317 |
| 36 | 0.0311284546 | 36 | 0.0311626583 | 36 | 0.0311968620 | 36 | 0.0312310656 | 36 | 0.0312652693 | 36 | 0.0312994730 |
| 37 | 0.0303829326 | 37 | 0.0304163171 | 37 | 0.0304497016 | 37 | 0.0304830861 | 37 | 0.0305164707 | 37 | 0.0305498552 |
| 38 | 0.0296768369 | 38 | 0.0297094456 | 38 | 0.0297420542 | 38 | 0.0297746629 | 38 | 0.0298072715 | 38 | 0.0298398802 |
| 39 | 0.0290071346 | 39 | 0.0290390074 | 39 | 0.0290708802 | 39 | 0.0291027530 | 39 | 0.0291346258 | 39 | 0.0291664986 |
| 40 | 0.0283710962 | 40 | 0.0284022701 | 40 | 0.0284334440 | 40 | 0.0284646179 | 40 | 0.0284957918 | 40 | 0.0285269658 |
| 41 | 0.0277662583 | 41 | 0.0277967676 | 41 | 0.0278272770 | 41 | 0.0278577863 | 41 | 0.0278882956 | 41 | 0.0279188049 |

参考：提出書類チェックリスト

原則として、締切日までに書類が間に合わない場合は貸付けできません。不足書類等がある場合は申込人（または共済事務担当者）に連絡します。提出された添付書類は返却しませんので、必要に応じて提出書類の控えを取ったうえで、お申し込みください（貸付借用証書は償還完了後に返却）。

(1) 提出必須書類（ホームページに掲載の記入例を参考に作成ください。）

- ①貸付申込書（捨印欄に押印することで、訂正の場合の訂正印は不要となります。）
- ②借入状況等申告書
- ③貸付事業における個人情報に関する同意書
- ④貸付借用証書（金額の前に¥を記入してください。日付は記入しないでください。）

(2) 必要な添付書類（詳細は、P3 「1 貸付種別・貸付限度及び添付書類」を参照）

(注意) クレジットカード払いは、現金払いに当たらず、公立学校共済組合の貸付け対象となりません。したがって、クレジットカードの利用明細は、添付書類として使用できませんので、ご注意ください。

| | |
|-------|--|
| 一般貸付け | <input type="checkbox"/> 貸付送金額が100万円以上の場合 必要額及び確実に支払うことが確認できる書類の写し （組合員名義の契約書・注文書・請求書・領収書等） ※領収書は、支払日から概ね1か月以内のもの（詳細は、P8のQ&A3番を参照）。 ※見積書は、注文を確認できる記載があること。例：注文先の従業員による注文の証明（「上記注文をお請けしました。」等）の加筆と押印。 |
| 教育貸付け | <input type="checkbox"/> 在学証明書（3か月以内発行の原本）（学生証不可） ※入学前に資金が必要な場合、合格証明書等の写しでも可。 ※外国の教育機関の場合は、入学（修学・受講）許可証等、教育機関の証明書（日本語の翻訳文を添付） <input type="checkbox"/> 当該年度内の必要額及び納付期限日を確認できる書類（振込依頼書・領収書・請求書等）の写し ※領収書は、支払日から概ね1か月以内のもの。 |
| 災害貸付け | <input type="checkbox"/> り災の事実を証明できる官公署等の証明書 （災害見舞金の請求書・決定通知書等）の写し 《非常災害の例：地震、水害、火災、盗難等》（原則として、り災後3か月以内） |
| 医療貸付け | <input type="checkbox"/> 医療費を要する事実を証明することができる書類 （医師の診断書等） |
| 結婚貸付け | <input type="checkbox"/> 結婚する事実を証明することのできる書類（戸籍抄本、住民票、婚姻届受理証明書、結婚式場の挙式申込受理書の写し等） <input type="checkbox"/> 必要額を確認できる書類（契約書・請求書・領収書等）の写し（組合員又は組合員の子のフルネームが記載されていること） ※領収書は、支払日から概ね1か月以内のもの。 ※見積書は、注文を確認できる記載があること。例：注文先の従業員による注文の証明（「上記注文をお請けしました。」等）の加筆と押印。 |
| 葬祭貸付け | <input type="checkbox"/> 死亡の事実と組合員との続柄が確認できる書類（戸籍抄本、住民票、死亡診断書の写し等） <input type="checkbox"/> 必要額を確認できる宛名が組合員名義の書類（契約書・請求書・領収書等）の写し ※領収書は、支払日から概ね1か月以内のもの。 <input type="checkbox"/> 申込事由により次のいずれかの書類 ア 葬儀又は法事の場合 葬儀・法事等を行うことが明らかとなる書類（会葬礼状等）の写し イ 墓地の取得及び墓石の建立の場合（生前取得不可） 支払日を確認できる書類の写し |

※ 特別貸付けは、特別貸付けの申込説明書と申込書をホームページからダウンロードしてください。一般貸付け等の様式は、使えません。